

平成21年度 第2回府中市次世代育成支援行動計画推進協議会 議事録

▽日 時 平成21年6月26日(金) 午後2時から4時30分

▽会 場 府中市役所 北庁舎3階 第3会議室

▽出席者 委員側 副田会長、平田副会長、臼井委員、岡野谷委員、北村委員、木下委員、木村委員、小島委員、富田委員、内藤委員、松本委員、見ル野委員、村越委員、山崎委員

事務局側 川崎子ども家庭部次長兼子育て支援課長、遠藤子育て支援課長補佐、栢木子育て支援課主幹兼子ども家庭支援センター所長、樫澤保育課長、五味田保健課長補佐、川田児童青少年課長、榎本児童青少年課長補佐、酒井教育部副参事兼指導室長、東海林市民生活部次長兼市民活動支援課長、森井男女共同参画・都市交流担当主幹、三ヶ尻福祉保健部次長兼地域福祉推進課長、山崎地域福祉推進課長補佐、坪井障害者福祉課長、松田健康推進課長、山中健康推進課母子保健係長、八木地域安全対策課長補佐、雫石公園緑地課長、竹内土木課長、市川学務保健課学務係長、山本子育て支援課推進係長、本間子育て支援課推進係職員、(株)生活構造研究所

▽出席者 佐藤委員、清水委員、矢島委員

子育て支援課推進係長

皆さんこんにちは。本日は委員の皆様方にはご多用のところ本協議会にご出席いただき誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より平成21年度第2回府中市次世代育成支援行動計画推進協議会を開催いたします。

まず欠席の連絡をいただいている委員さんですが、本日はございませんので、まだ出席されていない方は遅れて来られると思いますのでよろしくお願いします。

次に資料の確認をさせていただきます。本日の配布資料といたしまして、「第2回次世代育成支援行動計画推進協議会次第」と、本日の「席次表」、そして資料1といたしまして、「次世代育成支援行動計画(後期計画)における体系について」、資料2といたしまして、「次世代育成支援行動計画(後期計画)における施策について(事業一覧)」でございます。なお、資料につきましては事前送付できませんでした。誠に申し訳ございませんでした。資料が不足されている方はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただ今より協議会を開催させていただきますので、会長、よろしくお願いいたします。

会長

皆さんこんにちは。それでは21年度の第2回の次世代育成支援行動計画協議会を開催したいと思います。

最初に会議の傍聴について事務局より。

子育て支援課推進係長

それでは会議の傍聴でございますが、府中市付属機関等の会議の公開に関する規則により、6月21日号の広報「ふちゅう」で募集をいたしました。募集がございませんでした。また本日の資料、議事録については、市のホームページと市政情報公開室で公開いたしますのでご了解ください。以上でございます。

会長

それでは本題に入りたいと思いますが、その前に、事務局のから何かありますでしょうか。

子育て支援課推進係長

すいません。1件お願いします。前回の協議会の中で宿題となっております「けやき教室」について指導室よりご報告いたします。よろしくをお願いします。

会長

お願いいたします。

教育部副参事兼指導室長

失礼します。前回ご回答ができませんで、申し訳ございませんでした。「けやき教室」についてご説明を差し上げたいと思っております。

まず本市のけやき教室におきましては、適応指導教室としての位置づけでございまして、ここに通ってこられます生徒は心理的理由等によりまして学校に登校できない状態にある生徒、通常、不登校生徒と表現をいたしますけれども、この不登校の状態にある生徒に対して、適切な指導および援助を行い、学校への復帰を支援し、生徒の社会的自立に資することを目的として設置されたものであります。本市の市立の中学校に通ってきているお子さんの中で、何らかの理由で学校に通えなくなったお子さんの中が、この教室に通うことによって学校復帰を目指すためにつくられたものでございます。

昨年度の実績でございますが、在籍生徒数は、年度末におきまして30人です。生徒はこの教室に毎日通ってきているわけではございません。

また、学校との連携につきまして、ご質問を頂戴していたということでございますが、当然、学校、在籍校との連携が一番重要でございます。学校復帰を目指すための教室でございますので、担任の先生との連携は欠かせません。けやき教室の担当の教員は子どもたちの出席状況から、さらには子どもたちのけやき教室での学習内容とか、定期的に在籍校に報告しています。また、保護者との連携も大切でございますので、保護者とも保護者会を定期的に開くなど、学校復帰へ向けての支援を行っています。

会長

ありがとうございました。今のご報告につきまして、いかがですか、ご質問をされた方、あるいはそれ以外の方でも、ご質問あるいはご意見はございますか。はい、どうぞ、よろしいですか。はい、ありがとうございました。

それでは議題に入りたいと思います。「府中市後期次世代育成支援行動計画に掲載する事業について」、説明をいただきたいと思います。これは資料2でよろしいのですね。かなり分厚いものですが、これを一気に説明をしていきたいということですので、少し時間がかかりますが、よろしくお願いします。

そのご説明が終わったあとに、もう一度この辺は確認したいので説明してほしいとか、あるいは、もうちょっと踏み込んだことにはならないのかとか、あるいは、ないけれども、この辺、協議会で話したのだけれども、どうなっているのだろうかといったようなご質問あるいはご意見をぜひ出していただければというふうに思います。

それではよろしくお願いします。

子育て支援課長補佐

それでは府中市次世代育成支援行動計画（後期計画）策定に向けて、これまで次世代育成支援行動計画推進協議会でご協議いただきました課題等を踏まえ、関係各課によって、各施策によってそれぞれについて調査を実施いたしまして、本日それについてご説明させていただきます。

会長

座ってどうぞ。

子育て支援課長補佐

ありがとうございます。

本日は现阶段で上がっております課題等における計画の内容、新規事業、重点事業等についてご説明し、委員の皆さんからご意見をいただきたいと存じます。皆様からいただいたご意見を踏まえまして、事業計画をまとめてまいりたいと考えています。

各事業の説明に入ります前に、各事業の位置づけをした背景からご説明をいたします。改めまして資料1をご覧ください。

次世代育成支援行動計画（後期計画）における体系は、左側の根本の考え方である、基本理念、続いてそれを実現する基本目標、それを進める4つの基本方針を示しています。その基本方針に基づき、具体的な目指すべき9つの目標を掲げております。9つの目標を実現していくために、各目標ごとに施策が立てられております。施策は全部で50になります。この施策を関係各課が具体的に取るための個々の事業があります。本日はこの事業についてご説明申し上げるものでございます。各事業につきましては、続きまして資料2をご覧ください。

各事業は、目標、施策ごとに表にまとめられておりますので、まず表の見方についてご説明をさせていただきます。最初1ページをご覧ください。

最初の目標である「子育て不安の解消」、この部分でご説明をさせていただきます。目標は、「1 子育て不安の解消」でございます。施策は、「(1) 情報提供体制の充実」になります。表の中になります。ナンバーは見やすいように、資料が分かりやすいように連番で付番したものでございます。再掲で掲載している事業でも異なる番号が付番されておりますので、ご了承ください。

事業は、表内事業名に記載された「母子健康手帳の交付」、これが事業名になります。事業名欄に、下に（再掲）と記載がある場合は、他にも関係する事業として、再び掲載したものです。内容には、当該事業の内容を記載しております。平成26年度目標は、後期計画最終年の目標を掲載しております。なお、継続事業は目標数値がありません。主管課は、事業を担当する課を記載しております。事業によっては2つの課が連携して対応いたします。区分は、後期計画においてどのように取り組むのか。重点、新規、継続、この3種類で掲載しております。なお、区分欄の※印があるものは、後期計画に新たに取り上げる事業ですが、すでに事業としては実施している事業でございます。また、同じく、区分欄で（継）と記載してあるものがありますが、これは前期計画と後期計画で区分が変わったもので、前期計画の区分が括弧の中に記載しております。

では、全体事業についてご説明を申し上げます。

このたび後期計画で上げられています事業は、全部で357件で、うち再掲は128事業でございますので、すべての事業は229事業になります。内訳は、新規事業が5事業、うち再掲が1事業、重点事業が119事業、うち再掲が59事業で、実際の重点事業は60事業になります。継続事業は、230事業で、うち再掲が68事業、実際の継続事業は162事業になります。現在、他に策定中の保育計画の状況により、未定が3事業あります。前期計画と比較いたしまして、全事業117事業の増になっております。再掲を除いた実事業といたしましては、24事業の増となります。重点事業は65事業の増、再掲をのぞきますと、12事業の増となります。

それでは施策の体系にそって事業をご説明申し上げます。まず事業は、課題を踏まえた重点事業等をご説明させていただきます。事業数はこのあと、再掲を含めた事業数をご説明申し上げます。改めまして1ページをご覧ください。

目標1、「子育て不安の解消」では、新規事業で1事業、重点事業で37事業、継続事業で21事業です。ここでは本協議会におきまして、相談体制の充実、様々な媒体を利用したの情報提供体制の充実、児童虐待やDVの防止などのご意見をいただいております。それらを踏まえまして、基本理念にあります「生まれる前から」を一貫して念頭におきまして、児童虐待防止では早期発見・早期対応からさらに踏み込んで、発生予防の観点で検討してまいります。また、情報提供では、様々な機会や媒体を活用したタイムリーな情報の提供や、コミュニティサイトの充実に努めていきます。

それでは具体的事業で説明いたします。施策（1）「情報提供体制の充実」の事業といたしまして、No.1の「母子健康手帳の交付」でございますが、母子健康手帳の交付の機会をとらえ、必要な情報提供、収集および相談を行うことにより、特定妊婦の早期発見・早期支援を行います。また児童虐待の発生予防の観点から、必要な支援をしていきます。

No.2、「妊産婦訪問」、No.3「新生児訪問（乳幼児家庭全戸訪問）」、No.4「乳幼児訪問」、2ページに移りまして、No.5「3～4か月児健康診査・産婦健康診査」、No.6「1歳6か月健康診査」、No.7「3歳児健康診査」は、いずれも疾病や障害の早期発見・早期対応を図ります。特に、新生児訪問では、満4か月までの乳児家庭を全戸訪問し、また各健康診査や未受診者の状況把握100%をめざし、子育て相談や情報提供を行い、子育て不安の解消に努め、虐待予防を図ります。

No.9「子育て情報の提供」では、現在の「子育てのたまたま箱」の配布はもとより、母

子健康手帳配布や健康診査時の機会をとらえ、タイムリーな子育て情報の提供をしております。26年度の目標としては、妊娠中の全ての市民に「子育てのたまたま箱」や子育て情報が届くように情報提供をしております。

No. 10「多様な媒体による情報提供」でございます。「広報ふちゅう」はもとより、府中のホームページを検索しやすくすると同時に、子育て情報の提供をしていきます。

No. 11「子育てサイトの充実」ですが、これは子育て支援課の新規事業です。いつでも、どこでも、だれでも気軽に活用し、子育てについて話ができるNPOを活用した子育てサイトを充実していきます。

3ページをご覧ください。施策(2)「子どもと家庭に関する相談体制の充実」の事業といたしまして、そのまま次のページ、4ページをお開きください。No. 19「新生児訪問(乳児家庭全戸訪問)」では、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問いたします。乳児の発育の状況や疾病、異常の早期発見、治療等の助言をするとともに、育児不安を解消し、安心して育児にのぞむことができるように支援し、児童虐待の予防を図ります。

No. 25「相談体制の充実」では、子育て支援が子育てに関する情報にとどまらないため、福祉担当部門だけに限らない福祉関係等担当者連絡会議で、消費生活、男女共同参画、市民総合相談担当など、最新で必要な情報を共有し、全庁的な相談体制を充実しております。また相談窓口を適切に案内できるようパンフレットの作成を検討しております。

5ページに移ります。No. 30「子どもと家庭の総合相談」は従来通り、「たち」において実施しております。

6ページをご覧ください。施策(3)「児童虐待への対応と防止」といたしまして、その隣の7ページをご覧ください。No. 47「虐待予防」ですが、母子保健事業の各機会を活用し、虐待の予防を図ります。

8ページに移ります。No. 48「児童虐待の相談・対応」ですが、引き続き重点事業として、「たち」において児童虐待に対する相談体制・早期発見・早期支援に努め、児童虐待の防止を図ります。

No. 49「DV防止の情報・資料の収集と提供」では、女性を対象としたチラシの配布だけにとどまらず、DVは犯罪であり、児童虐待の温床であるという意識を、男性を含め、市民に向けて啓発をしていきます。

No. 50「女性に対する暴力をなくす運動事業」ですが、DVの内容や正しい知識を自治会の回覧等を利用するなどして、広く集中的に普及啓発活動を図っております。

No. 51「親支援事業」ですが、虐待をしてしまいそうな親、してしまった親を対象に、親の更生プログラムとしてグループ活動を行います。

9ページに移ります。No. 52「育児支援家庭訪問事業」ですが、虐待のリスクがある養育困難な家庭に助産師、保健師などの専門資格を有する者やヘルパーを訪問員として、定期的にその家庭を訪問させ、子育ての負担軽減や児童虐待予防、未然防止を図っていきます。

11ページをご覧ください。目標2「地域における子育て支援」では、新規事業、1事業、重点事業、14事業、継続事業、28事業です。ここでは、本協議会において保護者同士が交流できる場づくり、地域のつながりの再構築や、居住エリアを越えたつながりの構築等ご意見をいただいております。それを踏まえまして、親子が家庭内で孤立するこ

とがないよう、いつでもだれでもどこでも気軽に親子が交流できる場所や環境が地域内、または地域を越えてできるように努めてまいります。

具体的事業でご説明申し上げます。施策（１）「親子が集え、交流できる場の整備」の事業といたしまして、No. 61「子育てひろば事業」ですが、在宅の子育て家庭や親子で集え、交流や子育ての相談ができ、子育ての不安の解消を図ることをできるよう、私立、市立保育所やNPO法人等を活用し、実施してまいります。

No. 62「地域子育て支援（子育てひろば）事業」ですが、様々な地域から集まる親子の交流や地域性あふれる親子の交流等、親子が参加しやすいように、様々なかたちでの親子の交流促進を進めます。

No. 64「公会堂を利用した自主活動の場づくり」ですが、地域の公会堂を利用した子育てグループが、親同士の交流や、親子のふれあい等を目的に、自主活動できるよう支援してまいります。

No. 65「児童館の活用」ですが、市内11か所にある、文化センター内にある児童館において、学校から帰宅した小学生を対象として、子どもの話し相手等、児童館指導員を状況に合わせて配置していますが、同じ児童館において、現在空きの多い午前中を利用して、子育てボランティアを配置し、親同士や親子の交流の場として、また悩みを相談できる場として活用していきます。

12ページに移ります。No. 68「ちいさい子のためのおはなし会」では、1、2歳の乳幼児と保護者を対象に、中央・地区図書館において、絵本の読み聞かせを実施して、親子のふれあいの場を実施しています。

No. 71「子育て広場「ポップコーンパパ」」では、市立保育所を日曜日に開放し、地域の親子がふれあう場を提供するとともに、保育士が子育て中の父親に遊び方の指導や子育て相談を実施します。

14ページをお開きください。施策（２）「地域のつながりの構築」ですが、No. 78「子育て関連団体と地域とのネットワーク化」ですが、子育てに関する団体等による組織を設け、団体間の意見交換等を実施し、ネットワークの構築を行います。

No. 79「子育てボランティアの育成講座」ですが、地域の子育てひろば等の充実のために、活動を支援するボランティアを育成していきます。

No. 81「地域まつり」、No. 82「コミュニティ事業」、No. 83「ふれあいの集い」、No. 84「ふるさと広場」、No. 85「野外活動振興事業」、No. 86「自主活動奨励事業」など、市やコミュニティ協議会が実施し、地域の人々のふれあいやつながりを深める活動を実施してまいります。

15ページに移ります。施策（３）「相互支援活動の活性化」のNo. 89「ファミリーサポートセンター」ですが、子育てに関する相互援助活動に支援や調整を実施し、事業充実のための提供会員の増加に努めています。

No. 90「産前産後家庭サポート事業」ですが、産前産後の体調不良等を支援するため、NPO法人に依頼し、援助者を派遣し、家事・育児の支援をするなど、安心して出産・育児に臨めるよう支援してまいります。

施策（４）「子育ての経済的負担の軽減」の事業、No. 91「こども医療費助成」ですが、義務教育就学期の中学3年生までの児童に対して、保険診療にかかる医療費を、所得

制限を設けず、助成してまいります。

№. 92「児童手当」は、国の制度になります。小学校6年生までの子どもを養育し、所得が一定額以下の保護者に支給し、経済負担を軽減してまいります。

17ページをご覧ください。目標3「保育サービスの充実」では、新規事業、1事業、重点事業、7事業、継続事業、15事業、保育計画策定中のため、未定が3事業でございます。ここでは本協議会において、待機児の解消、多様な保育サービスの充実、保育サービスの周知等、ご意見をいただいております。現在、保育計画を策定しておりますので、施策(1)「保育所待機児童の解消」、および施策3「保育所サービスの質の確保」については、7月の協議会で改めてご説明を申し上げます。具体的事業でご説明申し上げます。

施策(2)「多様な保育サービスの提供」の事業といたしまして、№. 107「病児・病後児保育」でございますが、病気の子どもや回復期の子どもを医療機関併設型の施設等で預かり、保護者の子育てと、就労の両立について支援してまいります。

№. 108「一時・特定保育」ですが、保護者の入院、断続的な就労等の理由で、一時的にお子さんを預かり、子育てを支援します。また、「たち」においては、リフレッシュ保育として、お子さんを預かり、子育ての息抜き等、支援してまいります。

18ページに移ります。№. 113「ショートステイ」では、保護者の疾病などで子育てができない状態のとき、お子さんを泊りがけで預かり、子育てを支援します。またレスパイトショートでは子どもとの距離をおくことによって、虐待の未然防止を図ります。

19ページに移ります。施策4「幼児教育の推進」の事業で、№. 120「市立幼稚園園庭開放」ですが、市立幼稚園の園庭を開園時間外に開放し、未就園児や、近隣幼児等の安全で安心な遊び場を提供し、保護者の交流の場を提供しています。

次に施策(5)「児童教育の経済的負担の軽減」の事業といたしまして、№. 126「私立幼稚園等入園補助金」ですが、私立幼稚園に入園し、入園料を納付した幼児の保護者に補助を行い、経済的負担の軽減を図ります。

№. 127「私立幼稚園就園奨励費補助金」は、私立幼稚園に通園している幼児の保護者に対し所得に応じて補助し、公私立幼稚園就園奨励費補助金では公私立幼稚園に通園している幼児の保護者に対して、所得に応じて補助し経済負担の軽減を図ってまいります。

20ページをご覧ください。目標4「母と子どもの健康支援」では、重点事業、14事業、継続事業、21事業、ここでは本協議会において健康支援のための相談窓口や、情報提供の充実、健康診査等の情報提供の充実について、ご意見をいただいております。それらを踏まえ、生まれる前からを視野におき、様々な機会を活用しての情報提供の充実、各健康診査未受診者の情報把握100%を、子どもや、その家庭の状況を把握し、必要な支援をしていきます。具体的な事業でご説明いたします。

施策(1)「健康に関する情報提供及び啓発」の事業として、№. 129から№. 134、21ページにつきまして、№. 135、136は情報提供体制の充実でご説明いたしましたので省略いたします。

№. 138「地域子育てクラス」ですが、保健センターまで出てこられない親子を視野に入れまして、地域の公会堂を活用し、保健相談を実施し、保護者同士の交流の機会を提供して、子育て不安の解消および児童虐待の予防を図ります。

22ページに移ります。施策(2)「妊娠期からのこころとからだの支援」の事業ですが、

№. 148「妊産婦訪問」は、妊娠中や産後の保健上の必要な事項や、疾病等の早期発見・治療等について助言し、安心して出産できるよう支援してまいります。

№. 149は、地域における子育て支援でご説明いたしましたので省略いたします。

№. 151「子育てスタート事業」では、出産や子育てに家族の協力が得られない、育児不安が強い4ヵ月未満の母子を、助産院で一定期間泊りがけ、または通所で預かり、育児指導や補助を行い、育児不安解消に努めてまいります。

23ページに移ります。施策（3）「健康診査や予防接種の実施」の事業ですが、№. 155から157は、情報提供体制の充実でご説明いたしましたので省略いたします。

№. 158「発達健康診査」ですが、健康診査の結果、発達遅滞が疑われる乳幼児の保護者に対し、適切な助言等を行い、早期養育へつないでいけるよう支援してまいります。

24ページをお開きください。施策（4）「休日・夜間診療の実施」の事業ですが、№. 163「休日・夜間診療」は、保健センターにおいて、休日・夜間における救急・応急処置を継続して実施してまいります。

25ページをお開きください。目標5「ひとり親家庭への支援」では、重点事業、5事業、継続事業、18事業です。ここでは本協議会において、仕事と家庭が両立できる保育サービスの充実、経済的自立と就労に向けての支援、情報提供並びに相談機能の充実について、ご意見をいただいております。それらを踏まえ、経済的自立支援および情報提供の充実等、必要な支援をしてまいります。具体的事業でご説明申し上げます。

施策（1）「自立を支援するための情報提供、相談」の事業で、№. 164「母子自立支援の相談」は、母子家庭のそれぞれの状況に応じた自立の阻害要因等の相談に応じ、関係機関との連携を図り、精神的、経済的自立支援を行ってまいります。また情報提供を進めていくために、必要な情報が検索しやすい環境整備をしてまいります。

№. 165、166は、前期計画では重点計画でしたが、後期計画では継続事業としました。これは本事業達成のためには、母子家庭にかかわる将来設計像が重要なため、№. 164「母子自立支援の相談」におきまして就労支援プログラム等で総合的な相談を重点としていき、本事業を継続して実施してまいります。

26ページをお開きください。施策（2）「日常生活への支援」の事業ですが、№. 168「ひとり親家庭ホームヘルプサービス」事業は、母子家庭、父子家庭に対応した事業です。義務教育修了前の児童がいるひとり親家庭等にヘルパーを派遣し、保護者の残業や一時的な病気などの際に、ひとり親家庭の子育て支援を行ってまいります。

№. 169「母子福祉資金・女性福祉資金」は、自立に必要な資金を貸し付け、母子家庭の母等の自立支援を進めてまいります。

27ページに移ります。施策（3）「自立や就業への支援」の事業といたしまして、№. 172から175まで、「自立を支援するための情報提供、相談」および「日常生活への支援」で説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。

№. 176「母子生活支援施設」は、子どもの養育に支障がある母子家庭を、母子保護し、施設において日常生活と自立への支援を実施します。

28ページをご覧ください。施策（4）「ひとり親家庭の経済的負担の軽減」の事業といたしまして、№. 179「ひとり親家庭等医療助成」は、母子家庭、父子家庭に対応した事業でございます。一定所得未満のひとり親家庭の保険診療でかかる医療費の全額、また

は一部を助成し、経済的負担軽減を図ります。

No. 180「児童育成手当」、東京都の制度で母子家庭、父子家庭に対応した事業でございます。一定所得未満のひとり親家庭に対して、手当を支給し、経済的負担軽減を図ります。

No. 181「児童扶養手当」は、国の制度で、主に母子家庭を対象とした制度です。一定所得未満の母子家庭等に対し、手当を支給し、経済的負担軽減を図ります。

30ページをお開きください。目標6「障害のある子どもと家庭への支援」では、重点事業、7事業、継続事業、27事業です。ここでは本協議会において、障害への理解・啓発の促進、早期発見と障害に応じた教育支援の充実、受け入れ態勢の充実、家庭への支援の充実等、ご意見をいただいております。それらを踏まえ、子どもの頃から障害に対する理解の促進や、早期発見、早期療育の充実等、支援してまいります。具体的事業でご説明申し上げます。

施策(1)「障害への理解・啓発の促進」の事業といたしまして、No. 187「障害への理解・啓発の推進」は、小・中学校において、特別支援学校と副籍校との交流により、様々な教育活動を通じ、子どもたちの障害への理解を深める指導をしております。

施策(2)「障害に関する相談」の事業といたしまして、No. 190「障害者相談支援事業」は、委託相談支援事業所において、総合的・一元的相談体制を確立し、障害者が適切なサービスを総合的・効果的に受けられるよう、相談支援機能の充実を図ります。

No. 191「就学相談」ですが、小・中学校入学、就学に関する相談や、発達に関する相談に応じ、障害のある子どもの適正な教育環境を支援してまいります。

施策(3)「日常生活への支援」の事業といたしまして、No. 193「障害児保育」は、障害のあるお子さんの保護者のニーズ等に対応するため、民間保育所の新設時など、障害児入所定員枠を拡大してまいります。

No. 194「特別支援教育」は、児童の障害等、医療機関と連携を図り、それぞれの能力や個性を伸張させる教育を行なってまいります。

32ページをご覧ください。施策(4)「早期発見と早期療育の充実」、No. 202から204、33ページに移りまして、205から207につきましては、「相談体制の充実」、「母と子どもの健康支援」で説明させていただいておりますので省略いたします。

施策(5)「障害のある子どもがいる家庭への経済的負担の軽減」の事業といたしまして、No. 209「府中市心身障害者(児)医療費助成制度」は、保険診療にかかる医療費の自己負担分から一部負担金を除いた額を助成し、経済的負担軽減を図ってまいります。

34ページをお開きください。No. 212「特別児童扶養手当」、身体、知的、精神に重度または中度に障害がある20歳未満の児童を養育している保護者に手当を支給し、経済的負担を軽減してまいります。

No. 213「障害児福祉手当」は、身体、知的、精神に重度の障害がある方、20歳未満の方に手当を支給し、経済的負担軽減を図ってまいります。

35ページをご覧ください。目標7「次代を担う人の育成と教育の充実」では、新規事業、1事業、重点事業、31事業、継続事業、85事業です。ここでは、本協議会におきまして、人権教育の実施、職業観・就労意識の育成、食育の推進、情報化社会に対する子ども・保護者への意識啓発、体験ができる機会の創出、学童クラブ・放課後子ども教室と

学童クラブの連携、健康・性教育の推進等ご意見をいただいております。それらを踏まえ、次代を担う子どもたち一人ひとりに対し、必要な支援をしてまいります。具体的事業でご説明申し上げます。

施策（１）「健全育成に関する情報提供及び啓発」の事業といたしまして、No. 220 「いじめ、不登校、問題行動等への対応」、健全育成上、重要な課題としてとらえ、早期発見、早期対応を心掛けています。また、サポートチーム作りの推進、関係機関との連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用など、問題解決に向け、積極的な対応を行います。

No. 222 「青少年健全育成強調事業」、市内11地区の青少年地区委員会が連携し、酒、たばこ、薬物、性に関する正しい知識や、インターネットに潜在する危険など、青少年の健全育成に対する理解を深める活動を実施し、健全育成を推進してまいります。

36ページをご覧ください。No. 227 「思春期保健対策」は、思春期の問題として、性行動・妊娠中絶・性行為感染・薬物乱用・喫煙・飲酒等について、保健所と学校と連携して保健指導を行い、生涯にわたる健康な体への理解を推進してまいります。

No. 228 「性教育」ですが、学習指導要領に基づき指導してまいります。特に自身の体の変化に気付き、主体的に学習を進めることやエイズ等に関する感染症についても指導し、性に対する正しい理解を図っていきます。

37ページに移ります。施策（２）「児童生徒および保護者等への相談の充実」の事業といたしまして、No. 231 「メンタルフレンド」は、不登校気味の子どもに対し、ともに遊ぶなどして、学校生活を積極的に支援する、メンタルフレンドを小学校全校に配置し、子どもたちの心を開く相談体制を充実してまいります。

38ページをご覧ください。施策（３）「次代を担う人の育成に向けた学校教育の推進」の事業といたしまして、No. 235 「少人数指導等事業」では、個々の児童・生徒がもつ学習スタイル・方法の違いへの対応を、少人数指導やティームティーチングとして、複数の教員が分担・協力して指導し、きめ細かい指導を行ってまいります。

No. 236 「小学校国際理解教育」では、これからの国際社会に対応できるよう、外国の文化や生活、日本の文化などについて、英語活動の体験的な学習を通して、国際社会に生きるための基本資質や能力、態度を養います。

39ページに移ります。No. 239 「職業観、就労意識の育成」ですが、中学校においては職場体験など自らの将来の進路選択を身近に感じることができる取組みを、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てるためのキャリア教育を推進してまいります。また、小学校段階から発達段階に応じて社会の仕組みや自己と社会との関係を理解できるようにするとともに将来の精神的・経済的自立を促す取組みを行ってまいります。

40ページをお開きください。No. 243 「人権教育」は、人権尊重の理念を正しく理解し、思いやりのある心や社会生活の基本的ルールを身につけ、社会に貢献しようとする精神をはぐくむため、人権教育及び心の教育を充実するとともに、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進してまいります。

No. 244 「道徳教育」ですが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を持ち、家庭、学校、その他の社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、個性豊かな文

化の創造と民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し、未来を拓く主体性のある日本人を育成しております。

No. 245「八ヶ岳移動教室（セカンドスクール）」では、体験学習、集団活動等を目的に、小学校5年生を対象に4泊5日の長期の体験学習、宿泊体験ができるセカンドスクールの実施を目指してまいります。

No. 248「食育推進事業」では、栄養士、指導主事で組織する検討協議会にて、食育について検討してまいります。

43ページをお開きください。施策（4）「心身障害教育の充実」の事業といたしまして、No. 262、263については、「障害のある子どもと家庭への支援」および「児童生徒および保護者等への相談の充実」でご説明いたしましたので省略させていただきます。

No. 264「けやき教室」は、不登校の問題を抱える中学生や小学生の高学年を対象に、学校とは異なる雰囲気集団生活への適応を促してまいります。

施策（5）「地域の教育力の活用」の事業について、No. 267「青少年健全育成強調事業」ですが、青少年対策地区委員会、PTA連合会、小中学校校長会及び警察との連携のもとに、地域パトロールの実施や子ども緊急避難の家の普及など地域における青少年健全育成の充実を図ります。

No. 268は、「健全育成に関する情報」でご説明いたしましたので省略いたします。

44ページをお開きください。No. 269「中学校部活動外部指導員」では、地域の方々部に部活動の指導員になっていただき、中学校の部活動の振興を図ります。

No. 270「学校支援ボランティア」は、地域の人々の持つ幅広い経験や知識・技能・資格などを、地域の教育力として、小・中学校の教育活動にいかすことにより、学校教育の活性化及び充実を図ります。

45ページに移ります。施策（6）「放課後児童の健全育成」の事業ですが、No. 277「放課後子ども教室事業」では、NPO法人や児童育成団体が学校の施設を活用して実施してまいります。実行委員会を各学校ごとに組織し、理解と協力を得ながら子どもの放課後、安全・安心な居場所づくりを図ってまいります。

No. 278は、「地域における子育て支援」でご説明いたしましたので省略いたします。

No. 279「学童クラブ」は、保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校低学年の児童をあずかり、健全育成を図ってまいります。

施策（7）「多様な体験機会の提供」の事業ですが、No. 280「小学校のためのブックトーク『よむよむ探検隊』」は、小学校4年生から6年生を対象に、テーマごとに楽しい本の紹介を行い、読書の楽しさを知る機会を提供してまいります。

46ページをお開きください。No. 282「中高生ひろば事業」は、中学生や高校生を対象とした講座を実施し、様々な興味を引き出し、本格的な活動へのきっかけや機会を提供してまいります。

No. 283「子どもふれあいボランティア」は、子ども家庭支援センターや保育所で中高生のボランティアを受け入れ、小さい子どもとふれあう機会を提供してまいります。

48ページをお開きください。No. 292「府中水辺の楽校」は、親子で、多摩川や用水など身近な水辺を活用した自然環境学習や体験活動を通じて、水辺を安全に利用できる基本ルールを身につけてもらうことを目的としたイベントを年6回実施します。

49ページに移りまして、No.306から309、50ページの310から314は、地域におけるふれあい活動の充実を図ったものでございます。

51ページに移ります。施策(8)「地域における活動の支援」の事業ですが、No.321「ジュニアスポーツ指導者育成」は、子どもたちがスポーツを心から楽しむために、スポーツ精神を理解し、指導、助言、伝授する指導者の資質の向上のための支援事業を行います。

No.322、323は、地域の教育力の関係でご説明いたしましたので省略いたします。

施策(9)「保護者の経済的負担の軽減」の事業ですが、No.327「就学援助」は、経済的理由で就学が困難な義務教育児童・生徒の保護者に対し必要な援助をし、経済的負担の軽減を行います。

No.328、52ページに移りまして、No.329、330は教育委員会で実施している高等学校進学、就学に伴う奨学金で、教育の機会均等を支援してまいります。

53ページに移ります。目標8「ワーク・ライフ・バランスの推進」、新規事業、1事業、重点事業、2事業、継続事業、4事業です。ここでは、本協議会におきまして、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発、市内企業、職場への働きかけ、男性の家庭生活への参加促進等、ご意見をいただいております。それらを踏まえ、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発の推進を図ってまいります。具体的事業でご説明申し上げます。

施策(1)「ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発」の事業といたしまして、No.338「ワーク・ライフ・バランス啓発事業」は、ワーク・ライフ・バランスの考え方を男女共同参画の視点から普及・啓発を行ってまいります。市職員の意識啓発だけでなく、市内外への働きかけを行っていく必要があり、市内外への啓発・支援等を長期的な視野で進めてまいります。

施策(2)「男女の協力による子育て推進」の事業ですが、No.341「男女の性別役割分業を考える講座の実施」は、男女が共同して家庭生活等を営むことができるように意識の醸成に努めてまいります。このことから男女が共に喜びを分かち合い、責任を担える男女共同参画の実現へつなげ、ワーク・ライフ・バランスの推進に寄与します。

54ページをお開きください。施策(3)「市内の企業・職場への働きかけ」の事業ですが、No.343「一般事業主行動計画策定の推進」は、子育て支援課の新事業です。「次世代育成支援対策推進法」では、300人以下、平成23年4月以降、100以下となりますが、労働者を雇用する事業主に対しまして、一般事業主行動計画策定については、努力義務があるとしています。努力義務企業に対しまして、計画策定を提案し、一般事業主行動計画の認定を受けた市内企業をホームページ等で公表してまいります。

55ページに移ります。目標9「安全・安心のまちづくりの推進」ですが、重点事業、2事業、継続事業、11事業です。ここでは本協議会において、ユニバーサルデザインの視点、特に子どもの立場にたった視点、これからのまちづくりの推進、安心して子育てができるまちづくり等、ご意見をいただいております。それらを踏まえ、子どもの視点に立った安心・安全なまち、環境等の推進をしてまいります。具体的事業でご説明申し上げます。

施策(1)「ユニバーサルデザイン(特に子どもの立場にたった視点)の推進」の事業では、No.345「ユニバーサルデザインの推進」は、ユニバーサルデザインを継続して推

進するとともに、施設整備の際には、子育て支援環境の整備を図ります。また、子どもでも使いやすいデザインや、子どもにも分かりやすい案内表示板の配慮をいたします。

No. 346「公園・緑地」は、市内のどこからでも歩いていける範囲に公園があることを目指し、公園の整備を進めてまいります。子どもが安心して利用できるよう、安全に配慮した遊具等の設置や安全管理、砂場の衛生管理を行います。

施策（２）「安全対策の推進」の事業ですが、No. 347「自転車の安全利用の推進」は、市内の11校の中学校での実施を目標に、スケアードストレイト教育技法（スタントマンによる交通事故を再現することで、自転車のルール違反がなぜ危険なのかを生徒に視覚的に理解させる）を実施いたしまして、交通安全対策を推進してまいります。

55ページをお開きください。No. 349「あんしん歩行エリア」、歩行空間の安全を確保するため、あんしん歩行エリアとして、エリア内の整備を進め、歩行者の安全確保に努めます。

No. 350「みちづくりバリアフリー化整備事業」は、みちづくりバリアフリーは整備計画に基づき、順次路線のバリアフリー化を進めてまいります。

No. 353「地域安全の推進」ですが、市、市民、事業者が連携して犯罪防止活動を行うことにより、だれもが安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。また、防犯灯の設置や防犯カメラの設置助成などにより、まちの安全性を高める整備を進めてまいります。

57ページに移ります。施策（３）「居住への支援」の事業です。No. 356「市営住宅」は、住宅に困窮する低所得者等に対し、安い家賃で住宅を提供することにより、市民生活の安定と福祉の増進を図ります。

事業についての説明は以上でございます。委員の皆様からご意見をいただきまして、今までの前期計画から大きく進展したと考えております。生まれる前からという基本理念をいただいたことによりまして、今までの虐待とDV関係につきましては、早期発見から発生予防に大きく軸足が動たと認識しております。

ワーク・ライフ・バランスの積極的な啓発のご意見をいただきましたので、ワーク・ライフ・バランスの市内外へ情報の啓発、意識啓発というかたちで、計画の中に入れ込むことができました。

就労意識の啓発では、小学校の段階で自立に向けた支援の必要性ということを経営計画の中に入れ込むことができたと思っております。

一貫してご意見をいただいております情報提供、または相談体制の充実というところでは、色々な機関を入れた相談体制、または色々な場所での相談体制、必要な機会を利用した相談業務をしていくという活動で、大きくそれへの対応ができるようになったと認識しております。

以上でございます。よろしくご協議をお願いいたします。

会長

どうもありがとうございました。相当、事業としては数多く充実しているなという感じがありますけれども、どこからいきましようか、前からいきましようか、それともどこでも、このところはぜひ確認をしたい、質問をしたいというところがありましたら、どこ

からでもという感じにしましょうか。はい、お願いします。

副会長

課長補佐、お疲れ様でございました。

何回か早期発見・早期対応というようなお話がありましたし、生まれる前からとか、発
生予防とかという、キーワードになるような言葉がたくさん出てきていると思うのですけ
ども、そういうことで言いますと、例えば、発生予防とか、早期発見ということだと、2
2ページの「妊娠期からのこころとからだの支援」あたりからが一番適切なのかなと。

当然、その前に、結婚する前に学校教育なんていうのがあろうかと思えますけども、循
環してしまいますので、「妊娠期からのこころとからだの支援」という部分で、例えば、「母
子健康手帳の交付」というのは、これ、再掲であがっていますけども、これ、ただ、お渡
しをするだけなのかなという問いです。例えば、情報提供にしても、この部分でこうい
うことがあったら、ここに行けばいいですよというようなことをお話したり、それからその
あと健診は必ず受けてくださいねとか、そのあとにも、ちょっとここで括弧がつくのです
けど、実は、私のところの幼稚園では発達障害といわれるお子さんがかなり来ているので
すね。16人ぐらいいます。東京都の特別支援学校等経常費補助金という補助金があるの
ですけども、それに申請できるのは今年度8人いるのです。大体その方々というのは、1
歳6か月健診では必ず何らかの指摘を受けているのですね。そうすると、1歳6か月健診
の100%を目標とするとおっしゃっているのですけど、ここで逃れてしまうと3歳児健
診でも、用があるとか、どうしてもなんて言って逃れられてしまうと、どこも知らないで
上がってきてしまうようなかたちになってしまうものですから、それで戻りますと、母子
健康手帳の交付のときに、障害の問題もそうですし、それからDVの問題もそうですし、
虐待の問題もそうですけれども、この辺のところからその発生予防とか、早期発見みた
いな観点で力を入れてお話したり、そして「妊産婦訪問」とか、「サポート事業」というふう
に続くと思うのですけども、その辺の力の入れようをちょっとお知らせいただければな
と思ひまして質問いたしました。

会長

ありがとうございます。それではまずその母子健康手帳の交付時にどういうふうな情報
提供とか、ご相談とか、その辺りのところはどうされているのでしょうか。そこをどうし
ていきたいということはあるのでしょうか。

健康推進課長

母子健康手帳の交付のことでございますけど、現在、東西の出張所、それから本庁、そ
れから保健センター分館という、この4カ所で交付しております。母子健康手帳の交付と
いうことになっておりますけど、実際には母子健康手帳だけではなくて、子どもさんと
か、母親のことに关するいろいろな情報が詰まったパンフレットの配布、こういうこと
もしております。特に、保健センター分館では保健師が対応しておりますので、その
際に様子ですとか、妊娠の状況、そこら辺をおたずねしながら、母親あるいはお
子さんが健康に育っていただくようなことを進めております。ただ、東西の出
張所、あるいは本庁のほうには

保健師がいまないので、先程言ったパンフレット、こういうような本、資料を提供するというのもやっております。

会長

ありがとうございます。母子健康手帳だけではなくて、ハンドブックも渡すということと、保健センター分館ではお母さんの相談を受けたり、お話もするけれども、出張所、本庁等ではそれはないという話でした。副会長、それに対していかがでしょうか。

副会長

通常の興味・関心が非常にあって、妊娠を喜び、出産を期待するような方々にはそれだけでもいいのかもしれないのですが、アンケートでも出ていますけれども、状況の悪い人ほど情報を知らない、情報を得ようとしない。母子家庭になっている方々は、広報を6割ぐらいしか見ないし、インターネットも見ないしというようなデータが現前と出てきてしまっているのを見ると、妊娠をしたなど分かったときに、いろいろな情報やら、これからの取組みやら、考え方やらを、免許証を取るときの講習会みたいに何かできないかなというような、ただお渡しするだけではなくて、その辺でいろいろやっていただけると、発生育防とか、早期対応なんていうのはもっとできるのではないかなというような気がするのですけれども。意見です。

会長

もう少し積極的にというか、突っ込んで、分かりやすく情報を提供するとともに、何かあればお話を聞くというような体制が、どこへ行ってもあるといいのではないかと、そういうような意見だと思います。意見として受け止めていただければと。はい、どうぞ。

副会長

課長補佐の早期発見とか、早期対応という話がありますので、生まれる前からという話をすると、今度、生まれてからは、新生児とか、6か月の健診とか、1歳6か月とか、3歳の健診というのがあるのですけれども、これはカルテみたいなものが綿々と続いて、例えば、1歳6か月健診で、「あなたのお子さんは少し言葉の出が遅いようですね」とか、「行動に少し気をつけたいところがありますね」というような指摘をされた人は、綿々と情報がつながるようなかたちになっているのでしょうか。

というのは、まだ府中ではできていませんけれども、幼稚園や保育所から就学支援シートみたいなものをあげていこうという動きは各地でやっていて、少なくとも幼稚園、小学校に行く前に何か発達の障害があるようなお子さんの情報は継続してあげていこうというような考えがあるのですけれども、この辺で、生まれてからのカルテといいましようか、情報をつなげるようなものというものはあるのでしょうか。質問です。

会長

はい。では、よろしくお願いします。

健康推進課長

健診票といいまして、個人個人、一人一人についてということで、それはずっと後々までつなげるようになっていて。

副会長

すいません、後々というのはどの辺までですか。

健康推進課長

学校に入るまでです。就学前までは、それを使って、そういうふうにしております。

会長

健診でちょっと障害の可能性があるとかが、ちょっとお母さんが子育てで、虐待に近いのかなというような情報が、保育園や幼稚園に行くときにはそのまま情報がつながるけれども、小学校に行くときにはそれはつながらないということでしょうか。

副会長

幼稚園にはきませんよね。

会長

きません。

副会長

幼稚園にはきません。

会長

つながっていないということですか。

副会長

はい。つながりません。あるのなら、つながるといいですけどね。

会長

予防という意味では、そういうものは、つながって、共有して、対応をという。

副会長

はい、できれば。

会長

その辺りは難しいのでしょうか。はい、お願いします。

健康推進課長

全ての記録がつながっているというわけではないのですが、ケースによってはそれを保育園なんかにつなげていくのですが。

会長

できるだけ早うちにこの支援をという立場、スタンスができておりますので、ぜひその情報が共有できる場所はスムーズに共有されるといいのではないかとご意見だと思います。そういうシステムができるといいですね。

副会長

はい。

会長

おそらくそれは学校にも。

副会長

はい。それがずっと学校につながるかたちになればいいかなと思います。

会長

31ページの191の「就学相談」というところで、先程ご説明があったように思いますけれども、教育相談ネットワークを、「就学・入学に関する相談に加え」というのがあるのですが、入ってからではなく、入る前のところからもつながっていると良いという、そういうお話だと。では、意見ということで受け止めていただければと思います。

他にご意見、ご質問、確認、どうぞ。

副会長

すいません、たまたま健康推進課にばかりいってしまってますいません。予防接種なんですけども、いま日本ははしかの輸出国ではないかと世界的に言われているのだそうなんですけども、はしかは義務ではありませんよね。接種率が30%ぐらいには戻ってきたなんていう話を聞きますけども、はしかの予防接種の推進みたいなものは、どのような啓発をなさっているのかなと思ひまして質問いたしました。

会長

お答えいただけますか。

健康推進課長

まず、はしかの場合は、対象者の方には個別に通知しております。そういう通知はしているのですが、それでも未接種の方がおりますので、そういう場合には、乳児健診などの事業の中で、再度接種を勧奨しております、必ず接種していただきたいということで、折をみて接種の働きかけをしております。

副会長

どれくらい受けているのですか、いま、現状としては。

健康推進課長

はしかだけといますか、MRなのですが、MRでお答えしますと。

会長

すいません、MRって何でしょうか。

健康推進課長

はしかと風疹、両方入っております。いっぺんに2剤が入っているので、それを受ける方が一番多い。率としましては、96.9%の人が打っております。

副会長

受けていない世代の人がいるのですよね。

会長

今はということ。

副会長

現状は受けているのですよね。受けていない世代がいるのですよね、10何年か。今の大学生ぐらいの人は受けていないのですよね。

会長

去年流行りましたからね。

副会長

その人たちは受けていないということですか。

健康推進課母子保健係長

実際いまあった年代についても、はしかの予防注射は幼年期に一度だけ受けています。はしかの予防接種の場合、本来の予防接種法ですと、一回受ければいいということだったのですけれども、今、最初におっしゃったように昨年非常にはしかが流行りまして、高校生とか、大学生で流行ったということなのですけれども、はしかのワクチンの効力が大体10年ぐらいするとかなり低下してしまっていて、かかりやすくなるということで、昨年度から1回しか打っていない方たちにも追加接種をすすめるということで、暫定の時限立法ということで、中学1年生と高校3年生に追加接種するということになりました。

平成18年からは予防接種法が改正されていまして、1歳のお子さんも小学校に入る前に2回接種して抗体を上げようという動きにはなっていたのですが、それに乗れなかった小学校3年生以上の一番流行った年の人たちでも前に一度だけは打っている。100%と

いうことはありませんので。今、ですから4回、1、2、3、4期というふうに4世代かけ接種しているような状況にはなっています。

副会長

ありがとうございました。よく分かりました。

会長

はい、お願いします。

委員

はしか、一昨年、昨年とかなり流行って、やはり中学生から大学生というね、かかるとお医者さんのほうは1か月くらい学校を休めばとおっしゃる方もいるのですが、そうもいかないので、でも一回流行ったらやはり念入りに。免疫がきちんとあるというのと、あるいは予防接種を必ずしたというのを、ずっと追っていて最終的にできるだけゼロに近づけるということによって、予防をつめていくというような対応を実際にはとっています。かなり、ですから、ここ2年ぐらいで追加接種をした方について、各自治体で、無料でやれるものだというので、かなり宣伝をして、そういう意味ではいくつかの大学は大学で受けさせましたし、それから小中学校は教育実習等を、あれも必ず予防接種をした免疫があるか証明しなければ入れませんみたいなので、かなり啓発を図っていた部分はあります。

会長

ありがとうございました。さっきその予防接種は96.9%とおっしゃったのですが、みんなが、100%いくわけではないというようなちょっとご発言だったかと思うのですが、いろんな事情があって受けられない方はいると思うのです。例えば、そういうところに行かない、子供を連れていけない親とか、その後の児童虐待の早期発見というか、早期介入みたいなことを考えると、そのわずかの行けていない3.何%の中にそういう方もいるかもしれないですね。

そうすると、そういう人たちができるだけ受けるようにというふうな、そういうのはどういうふうにしてやっていたらいいのでしょうか。要するに、受けに来ない人たちに対して、何かフォローとかということはやっていたらいいのかなとか、ちょっと聞きたいのですが。

健康推進課母子保健係長

まずMRというのは1歳から2歳未満のお子さんが対象になります。まずその該当年齢になった時点で1回個別のご案内をします。

会長

というのは。

健康推進課母子保健係長

ダイレクトメールで、予診票を入れたダイレクトメールを各家庭にお送りさせていただいております。1年間の間に受けていただけるので、まずひとつは1歳6か月の健診が間に入りますので、受けた方を全員チェックして、受けていない方には受けてくださいというご案内をしています。

ただ、その年齢が切れてしまう前に、市のほうでは予防接種台帳といって、一人ずつどの予防接種、いつ受けたかという台帳をつくっておりますので、接種の対象期限が切れてしまうというような人にはご案内をさせていただきます。また、健康推進課のほうでは健診以外にもいろんな事業をやっておりますので、そのときは必ず母子手帳をお持ちいただくようにしておりますので、その中でもチェックしています。

先程、会長がおっしゃったように、そういう健診にもいらっしゃらない、教育事業にもいらっしゃらないという方もいます。

また、保護者の主義というか、予防接種を受けずに自然法で育てたいという方もいます。また宗教的に注射はできないという方もいます。そういう方たちには、お勧めするということになります。予防接種法自体、罰則がありませんので、受けないからといって強制的にという手段がとれません。海外では、アメリカなんかでは予防接種を受けていないと小学校の入れないという厳しい規定があるので、受けざるを得ないという状況になっているのですが、日本では難しい位置づけになっています。就学前に1回追加で打つことに関しては、様々な機会を確認をしています。就学前健診ではお医者さんから勧めていただいていますし、幼稚園、保育園でも周知を図っていただいています。

会長

ありがとうございました。そういうのは分かります。言いたいことは予防接種だけではないのですが、生まれたお子さん、全戸訪問などをした場合に、その時点から例えば「あれっ」と思ったご家庭が「やはり予防接種にも来ていないよね」とか、「健診にも来ていないよね」というような情報が共有されて、できるだけ働きかけて、予防的なかかわりが健診の場で、あるいはどういうかたちでもよいのですけれども、できるといいのかなというふうにちょっと思ったものですから、その辺りをちょっとお聞きしました。

副会長

それと関連で、そういうのに来ない人というのは虐待につながるとか、家庭的にDVがあるとか、そういうものというのは、データは求めるつもりはないのですが、感覚としてはそういうつながりはあるのでしょうかね。

子育て支援課主幹兼子ども家庭支援センター所長

子ども家庭支援センターのほうで把握している例を見ますと、やはりネグレクトをしてしまう方々というのは予防接種が未受診だったりとか、そういう方が多いなという感じがします。

ですから、早期の段階でそういう方々が把握できて、早い支援ができるようなかたちをとれば、辛い時間を過ごすことが少なくなるのではないかなというふうには考えています。

委員

例えば、予防接種で来ていない人の名前とかは分かりますよね。それを「たち」のほうにつなげて、有効なことをやっているのかどうかということをぜひ。

健康推進課母子保健係長

それぞれ健診が未受診ですとか、予防接種が未接種の方については、「たち」と定期的に連絡会を開催しているので、そういうところで情報の共有を図っています。1歳6か月健診を受診しない方で、連絡しても訪問してもお会いできない方がいますので、そのような方に関しては、「たち」と情報共有しています。

会長

ぜひ同じ行政の部署同士なので情報は守られて共有できると思いますので、そういうつながりはできるだけ早めに、何らかの支援が必要な方には支援がいくようにやっていただければいいと思います。

他にいかがでしょうか。どうぞお願いします。

委員

2ページの11番、ホームページなどをつくられているということなのですからけれども。

会長

子育てサイトの充実。

委員

はい。やはり情報をいかに受け取っていただくかということ是非常に大切だと思います。それである、なかなかパソコンを立ち上げてご覧になるというのはしょうがないと思うのですが、今、若い子はその他に携帯を使われていると思いますので、市のホームページみたいに携帯のサイトがあるといいのかなというふうに思いました。

それと14ページ、項目としては、地域における子育て支援、(2)地域のつながりの構築というところで、ちょっと私どもの社の名前が入っていましたのでちょっと気になったのですが、No. 79「子育てボランティアの育成講座」ということで、このところなののですが、育成講座をやられるのはすごくいいなというふうに思っております。やはり受ける人は活動をしたいということで、たぶん講座を受けるのではないかなというふうに思いますけれども、その育った後ですね、コーディネートの部分で非常にまた大変な部分だというふうに思っていますので、もし私どものほうでご協力できることがあれば、ご相談いただければというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。

55ページの大きな項目、9、安全・安心のまちづくりの推進というところの、(2)安全対策の推進ですが、No. 347「自転車の安全利用の推進」というところで、小学生を対象に自転車の安全教育というのですが、これももしできましたら、親にもちょっと教育していただけたらいいのではないかと。朝、かなりスピードを出したお母さんが、朝なので忙しいと思うのですが、信号を守らず、左側でなく、右側を走っていらっし

やったりする方がいらっしゃいますので、子どもはたぶん幼稚園とか、学校でルールを教
えてもらっているのだと思うのですが、大人がちょっとルール違反をしたら、いいの
かなとなってしまうのではないかなと思いますので、もし大人もこういう機会があればい
いなというふうに思いました。以上でございます。

会長

ありがとうございます。親御さんにも自転車教育をと。最近、若いお母さんが前にも子
どもを乗せて、後ろにも乗せて、携帯で話しながら自転車をこいでいるなんていうのを見
ると、すごくこわいのです。そういう意味では、自転車は結構危険という気がしました。
No. 347についてご意見いただきました。

副会長

ちょっとすいません。

会長

はい。

副会長

ボランティアではないのかもしれないのですけれども、近年、非常に気になっています
44ページの「中学校部活動外部指導員」というところなのですが、先に私の意見を
申し上げますと、中学校の部活動というのは教育活動だから、中学の先生というのはす
ごくお忙しいのはよく分かりますので、人員をどう増員しても、やはりそういうのは学校の
先生がやるべきではないかなというのが私の意見です。OECD中、下から2番目なんて
いう教育予算の国ですから、予算がないのは分かりますけれども、それは私の先に意見を
申し上げておきますけれども、例えば、この中学校の部活動の外部指導員というのを地域
の方々にしていただくと書いてありますけれども、すごく文言としてはいいような感じが
しますし、やっている方が悪いというふうに私は絶対今申し上げるつもりはないけれど、
この人たちが本当に悪い人だったらどうするのだろう、どこで審査するのだろうという
のが全く分からないのですけれども、例えば、部活動をやっている人たちが何らかの免許なり、
資格なりを持っていて、どこかで審査をした上でやっていただくのなら、これはもう一種
の人材だと思いますから、ボランティアか、有料かどうかは別問題にして、それもひとつ
の考えかなというふうに思いますけれども、ちょっと危ういなというのが非常に私の思う
ところです。

これは学校の体育館やグラウンドを借りて、地域の人たちがバスケットボールや野球を
一緒に楽しみながら教えているのとは、部活動ですから意味が違うと思うのですね。そう
いうものに教員がならず、今の先生方がいけないという議論ではないですよ、お忙しい
から、なかなかできないのだから、もっと増員してやってくだされば一番いいと思います
けれども、それで、地域の人々にとというのはすごく感触はいいけど不安ですよ。

ですから、もしも国家を転覆しようなんていう意思を持った人間が、本気になってそう
いう部活動のところについて、アメリカは悪いのだとか、北朝鮮は悪いのだなんていうこ

とを部活動の合間に言っていったら、一気に広まってしまうような危険があるわけですから、どこで審査しているのかなというのを、ちょっと質問です。

会長

では、まずこの質問にお答えいただきます。

教育部副参事兼指導室長

この外部指導員に関しまして、部活動の意義づけからお話しさせていただきます。部活動は、教育活動の一環で行われるものでございますので、当然、学校長の監督のもと、権限のもとに行われる活動でございます。

従いまして、例えば、好きな方が来て、そしてそれを子どもたちに勝手に教えるといったものは部活動ではございません。したがって、教員が指導するのが原則ではございますが、例えば、バスケットボール部といったものを指導していた教員が異動してしまって、そのあと専門的な技術指導までできる教員が残念ながら次に配置がなかった場合、しかし、子どもたちが活動を継続して希望しているような場合に、いわゆる管理顧問というようなかたちで教員がついたかたちで、技術指導の面だけを外部指導の方に、ご協力をいただく制度でございます。その審査に関しましては、学校長が、学校での教育活動の一環としての部活動の趣旨を理解し、そして学校教育として部活動の指導をしていただけるのにふさわしい方であることを面接を通じて、適格であるか判断した場合、教育委員会に申請いただくものとなっております。免許有無ということではなく、校長先生が部活動の指導者としてふさわしいと判断された方の推薦をいただいた上で実施しているものでございます。

委員

今、中学校の部活動の問題が出ましたので私のほうから。本校では、中学校の教員は全員が部活動をもっています。特にスポーツ関係の部活動は、土曜日、日曜日も関係なく、対外試合をやって、本当に休みなく働いているのが現状です。

ただ、本校では、茶道部があります。教員の中で茶道を教えられる教員がいませんので、外部から専門家を依頼して、そして管理顧問として、教員がついて教えるという指導体制になっております。

当然、今お話がありましたように、外部指導員の顧問を決定する場合には、校長が面接して、教育活動に、ふさわしい人材であるかどうか、確認いたします。

会長

先生、ではついでに教えていただきたいのですが、そのNo. 270「学校支援ボランティア」というのは、やはり同じように審査みたいなことをされて。

委員

例えば、本校ですと、これが学校支援ボランティアなのかどうか、退職校長の先生が勉強を分からない生徒に教えてくれるとか、外語大の生徒がボランティアで海外から来た生徒を教えてくれるとか、そういうようなかたちで本校ではやられています。

会長

ありがとうございます。

委員

副会長さんが言われたように懸念も否定できなくはないと思いますがきちんと監督責任のもとでお手伝いをいただくと、地域の支援は大変ありがたいと思います。

副会長

よく説明は分かりました。先生のところなんか皆さんなさっているのはよく分かるのですが、実際には地域に指導者がいないようなケースがありますよね、なかなか見つからない。それは各校の責任なのですか。

委員

いろいろな知り合い頼るなど、地域の方のご協力を得ながら、外部指導員として本校の生徒をみてくれるような人を探しているような状況です。できれば、そういう外部指導員を人材バンクとして登録したものと、学校としても大変助かります。

地域の方が学校教育活動に参加していただくのは、大変効果的です。子どもたちは学校の教員だけではなくて、地域で育てていく、社会全体で育てていくということで、外部指導員の導入は、私は大変意義深いことだと思っています。

副会長

室長さんと委員さんの話はよく分かりますし、分かるのですが、いろんなケースがあって、人材バンクみたいなものが本当に必要だと思います。そうでないと、やる気のない校長先生とか、来たばかりであり面識がないと、人が集まらない。だから府中市全体でバスケットボールだったらこの人みたいな認定をしたような人がいればいいなというのがひとつと、それからもうひとつ、校長先生は変わるのだけれども、部活動の技術顧問みたいな人は逆に変わらない部分もありますよね。そうすると、次に来た校長先生は選べないのですよね。そうじゃないですか。選べないということがありますよね。だから面接しなかった人をずっと継続していく傾向がありますよね。

だからやはり市としてなり、なんなり、データを集めた上で、この人なら近所において大丈夫みたいな情報提供をしていただければ、よりいいかたちになるのではないかなという気がいたしました。以上です。

会長

ありがとうございます。生涯教育なんかは、府中市は充実していると思うのですが、そういうところでもボランティアをやりたい方がいらっしゃるので、なにかそういうところとうまくつながる、あるいは社協にもいろいろそういう方たちが登録されていると思うので、なにかうまく、かつ、きちんと監督できて、責任のもとでやっていただくといいのかなと思います。

先程も、委員が、社協の、子育てボランティアのコーディネータ部分のうちでもやれま

すというお話でしたし、ぜひ連携していただけたらよろしいかなと。

他にいかがでしょうか。どうぞ、お願いします。

委員

54ページからですが、「市内の企業・職場への働きかけ」という中で、No.343「一般事業主行動計画策定の推進」ということで、新しく新規の区分で出されているのですが、勉強不足で私には分からないのですが、私ども、100人以下の企業は、ほとんど中小企業の集まりですが、内容についてどういうものかちょっと。私みたいなものが分かるような説明をしていただければ。

会長

No.343のところですね。ご説明いただけますか。

子育て支援課長補佐

今、詳しい資料が手元にないので、すいません、次回にさせていただきます。

会長

はい、では次回に。

委員

はい、分かりました。

会長

他はいかがでしょうか。

委員

今に関連することですが、301人以上というのは、府中市に何社ぐらいあるのですか。

会長

企業の場合ですか。

委員

企業の場合で。

会長

それにお答えできますか。

委員

計画を労働局に届けることになっていますが、届けたということは市で分かれますか。

努力義務ということですので、本当に企業の方には悪いかもしれませんが、どこまで実現するのかなという不安を感じたので、教えていただければありがたいと思います。

会長

そのあたりは。

子育て支援課長補佐

労働局にお届けしていただくことになりますので、府中市では実際には確認することはできないです。ですが、そちらで、ホームページにアップをしていきますので、そのところで府中市としても情報をつかんでいきたいと思っております。

今回の計画の中では、府中市では啓発活動というかたちで市内企業にご案内をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

会長

ありがとうございます。

子ども家庭部次長兼子育て支援課長

そのNo. 343の新しい事業なのですが、いわゆるワーク・ライフ・バランスを強力に進めていくことを市としてもバックアップしていくために、努力義務をもっている事業者さんにインセンティブをもってもらって、一般行動計画を出してもらえるように、例えば、便利帳だとか、あるいは市のホームページなどで広告みたいなかたちで取り上げることによって、一般行動計画の努力義務を持っている事業者、あるいは、努力義務ではなくても、届出が必要な事業者におきましても、厚生労働省から認定を受ければ、そういった企業については市のほうで積極的にPRしていこうという趣旨でございます。

会長

いかがですか、そういう趣旨に関して、何かご意見があれば。

委員

内容そのものがちょっと私、勉強不足で、どういうものをするものなのかという簡単なものがあればね。帰るのがいつまでとかね。

会長

帰ることができるようにしなさいとか、どのくらいのことを、どう計画することが義務付けられるのかということ、では次回ぜひ教えていただきたいと思います。

副会長

同じなのですが、同じことでワーク・ライフ・バランスは、これ、この政策の結構柱になっている部分だと思うのですが、市役所ではそのワーク・ライフ・バランス、どうやっているのがあるのですか。

会長

市役所は義務、ありますよね。

副会長

ええ、一番こういうのは、委員さん、それを聞けばちょっと分かるのではないですか。

男女共同参画・都市交流担当主幹

ワーク・ライフ・バランスでございますけれども、子育ての支援の観点からということ
でよろしいでしょうか。

ワーク・ライフ・バランスにつきましては、すでに皆さんご存じのように内閣府で取組
みを進めてございまして、そのひとつでございます。これらのところで取組みの状況が女
性センターのほうで発信されております。ワーク・ライフ・バランスにつきましては、こ
れまでの仕事中心の生活を見直しまして、仕事と生活の調和を図る取組みということでご
ざいます。これを推進することによりまして長時間が見直されて、自分の生活のための時
間が捻出できる。言うなれば、家庭や地域においていきいきと生活できる環境が確保でき
るのではなかろうかと。

またワーク・ライフ・バランスが実現しますと、男性の育児休暇や育児時間の取得が促
進されます。家庭でも子育てに女性のみならず、男性も参画できるようなかたちになっ
ています。これは、ワーク・ライフ・バランスの概念を啓発するために、府中市といたしま
しても、これらを推進すべく、まず職員向けのワーク・ライフ・バランス生活パンフレッ
トを作成いたしました。20年の7月でございます。このパンフレットにも取得できる休
暇制度などを掲載しまして、職員への意識啓発、それと促進に努めているところでござ
います。

今後でございますけれども、今後につきましては、引き続き内閣府等から発信される各種
情報を提供しまして、関係課との連携を図りながら、長期的に内外にこのワーク・ライフ・
バランスが定着するように取り組んでいく考えでございます。

会長

府中市の行動計画は、府中市のホームページか何かに載っているのでしょうか。

男女共同参画・都市交流担当主幹

全庁的な取組みということですので、職員向けのパンフレットを作成したということ
でございます。ただ、この21年度、本年度につきましては、取組みがどのように生かされ
ているかという、状況調査をすることを今のところ考えています。

会長

そういうのが見れるとイメージが、また少し。次回、そのパンフレットを見せていただ
くか、あるいは少しご説明をいただければ、特にこの計画について。

よろしいでしょうか。他はいかがでしょうか。いろいろありすぎて、何を言っているの
かというところでしょうか。どうぞ、お願いします。

委員

この会でも何度か、調べていたのですけれども、17ページのNo.107「病児・病後児保育」、この春からもう1施設増えるということで、どんなかたちで、どういう時間帯とか、どういう中の様子でとか、どういうふうなかたちで施設をやっているのか、確か今年から始まったと思うのですが、その内容についてちょっとお聞きしたいと。

子育て支援課主幹兼子ども家庭支援センター所長

病児・病後児保育についてのご質問ですが、まず病後児保育につきましては、以前から子ども家庭支援センター「しらとり」でやっております。今年度から新たに始めました理由といたしまして、病児、病気中のお子さんを医療機関で、併設された施設でお預かりするという事業をスタートさせております。

こちらのほうは府中市の補助事業、もうすでに先行して医療機関が病児保育をやっておりましたので、その事業を市が補助することによって、医療料金を安く抑えて、そしてまた広くオープンなかたちでの運営をお願いしているものです。

曜日は、月曜日から金曜日までが全日、土曜日は半日、1回と数えていますが、2500円という料金でやっております。

今のところ、大体1年間で400人ぐらいのご利用があるのかなと予想しておりまして、大体そんなペースで4月、5月、6月のご利用が報告されております。

委員

では以前よりもその料金が安くなったことで、利用しやすくなったというような感じなのでしょうか。

子育て支援課主幹兼子ども家庭支援センター所長

以前やっておりましたときは、ご自分の医療機関の患者さんだけしか預かっていなかったもので、やはり病児のお子さんを預かるということで、お預かりするお子さんと医療機関の信頼関係を重視されていたのだと思うのですが、医療料金についても1日5000円という金額でした。そこを事前に登録をさせていただいて、あらかじめカルテをつけておいていただくという条件の中で、オープンなかたちで実施しております。

会長

2か所の場所というのは、市民の方にとってどちらかに何とか行けるのでしょうか。やはりいざというときに使いたくても、やはり2か所とも遠くて利用できないという、できるだけ地域に点在していればいいのかもしれませんが、そこまでなかなかいかないとは思いますが、その辺のアクセスについてはいかがですか。

子育て支援課主幹兼子ども家庭支援センター所長

今年度から新たにスタートさせましたのは、中河原駅から1分か、2分ぐらいのところにある小児科でございまして、市全体からみると、病後児保育が市の北部にあるし、病児保育が京王線の中河原駅、西部のほうに偏っているかなとは思いますが、今年度からス

ターゲットしたほうは駅から近いという利点がありますので、かなり広範なところから登録があると聞いています。ただ、市全体としては、ニーズというのはもっとあると認識しております。また、地域的なバランスをみながら、増やしていけたらいいなと担当課としては考えております。

それは、また26年度までに人数で800というのは、今年度はたぶん400人ぐらいになるわけなのですが、あと1箇所ぐらい増やせたらいいなという考え方で目標を設定しております。

会長

ぜひ、アンケートというか、利用者さんのご意見なども聞きながら、おそらくニーズとしてはあると思いますので、今年度の事業をみながら、ぜひ来年度以降、考えていただきたいというふうに思います。

副会長

同じページです。17ページのその下に、委員さんがおっしゃっていたので。

ファミリーサポートセンターの提供会員がなかなか増えないという話がよく出るのですが、なかなか増えない理由というのは、考えられることはあるのですか。そして、提供会員の増加に努めますということは、もし理由がはっきりしているようなことあるのなら改善できるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

子育て支援課主幹兼子ども家庭支援センター所長

ファミリーサポートについてはおっしゃるとおり提供会員さんを増加するということが、ここ数年の課題になっておまして、PR等々もかなりして努めているところです。実態としては、ちょっとずつは増えてはいるのです。けれども、やはり依頼会員のほうが多いという現状は変わっておりません。そこが、それは府中市だけではなくて、各市ともそのような状況であるというふうには聞いております。

なぜ増えないのかということなのですが、いまひとつ、状況を見ていて、ひとつこういう方法があるかなと思っているのは、今は、提供会員さんと依頼会員さんというかたちではなくて、あるときは助けてもらいたいし、あるときは助けて差し上げたいという両方があるのかと思いますが、若い方の講座への申し込みなども増えている状況でございますので、その辺りを進めていくというのもひとつ考えられるかなと思っております。

全体的にどうして増えないのか、その意識の中にどういう壁があるのかというのは、残念ながらちょっと把握できていない状況です。

子ども家庭部次長兼子育て支援課長

先程、その増えない理由のひとつとして、昨年、アンケート調査をしたのですが、私どももその数字を見てちょっと驚いたのですが、ファミリーサポートセンター事業そのものを知らないという方が40%、調査をかけた中で、就学前の児童の保護者を対象にした調査なのですが、知らない方が多くいたということで、いかに情報が伝播していないかということを感じております。

しかしながら、われわれも様々、子育て支援課だけがPRできればいいというものではなくて、例えば、広報にしても紙面も限られておりますし、ホームページでも限られた中でしかPRできない。そういったことで、何らかのかたちでその認知度を高めていけば、今よりも提供会員も増えていくのかなと。当然、依頼会員も増えるでしょうけれども、そのように思っております。

会長

ありがとうございます。直接の当事者で、ご意見はございますか。

委員

私は今、提供会員として活動はしているのですが、これは私の個人的な意見ですが、いたずらにというか、提供会員さんを増やすだけが目的ではないというか、その中身の充実ということ、それをちゃんと理解した方が登録していただくということも大切だと思うので、ちょっと知ったから、そういう方ばかりではなくて、ちゃんと理解をしていただいて、よく考えて登録してくれる方が増えていけばいいかなというふうに思います。

それとやはりお仕事をされている方がとても多くなっています。だから幼稚園に子供に行かせながら、昼間はパートに出るとか、そういう方々がすごく増えているので、その中で家にお子さんを連れてきて預かるという、生活の中での余裕もなく、そういう面でもやはり提供会員になってくださる方が少なくなっているのかなというような気がします。

どんな方が一番会員になってくださるのかなと考えると、学校などのいろんな活動によく協力してくださる方とか、役員をしてくださる方とか、そういう時間的に余裕をお持ちで、またいろんな人のために活動しようという方がたぶんどこかにたくさんいらっしゃると思うのですが、そういう方をうまく見つけながら、知っていただく機会をつくっていけばいいのではないかなというふうには思っています。

学校のPTA、部活動に参加してきてくださる方の中でちょっとお話してみようかと思っております。やはりロコミが一番多く広まっていくので、私は一応このファミリーサポートの中のサブリーダーをやらせていただいている、センターと会員さんのつなぎ役みたいなことをしているので、私の周りの人に少しずつ伝えていく、その他のサブリーダーさんも周りの人に少しずつ伝えていく。自分が信頼のおける方の中から会員になってくださる方を見つけていければ一番よいと思います。だからそれが1年、2年で増えていくものではなくて、何年もやっていくうちに少しずつ増えていけば、私はいいかなというふうに思っています。

目標を決めてどんどん増えていけばいいという会員ではないと思うので、その辺は少し長い目で見ていったほうがいいのではないかなというふうに個人的には思っています。

会長

ありがとうございます。はい、どうぞ。

委員

産前産後家庭サポート。

会長

もうちょっと大きい声でお願いします。

委員

すいません、産前産後家庭サポートの活動をしているのですけれども、利用者さんでファミリーサポートの、あの、産前産後というか、自費で子育て支援を利用するときに、やはり自費だけだと非常に負担が大きいということで、ファミリーサポートと産前産後家庭サポートを併用する利用者さんがいらっしゃいますけど、ファミリーサポートの提供会員ですか、そういう方はやはり自宅で赤ちゃんと幼稚園に入る前のお子さんをみながら、その利用者さんの赤ちゃんも一緒にみているというかたちです。私ぐらいで、子どもが手が離れたぐらいの年齢になると、どうしてもみんな働いている方ばかりで、実は私もファミリーサポートに登録はしていたのですけれども、やはり依頼があっても自分がやはり仕事を持って、空いた時間というのなかなかうまくいかなくて、結局、ファミリーサポートのほうはできないということでお断りしてしまったのですね。今、一番、だからその提供会員さんとして時間があるのは、やはり自宅で子供をみているお母さんたちがよいと思います。

会長

広がっていけばいいけれどもと。

委員

ちょっと気がついてきたので、最近会議でもどこにやってくれる人がいるだろうかというあたりを考えながらアプローチしていこうというようなかたちで話してはいます。また意見があったら教えてください。

副会長

仕事してやってはいけないのですか。

委員

仕事としてやるほど。

副会長

ないのですか。

委員

ないのです。せっかくお気持ちで登録している方も、近くに依頼する方がいなかったり、あと自分の条件と合わない。自分はこの時間と時間ならできるけど、でもその間の時間を

やってくれませんかというふうにセンターから言われれば、結局、やる気はあっても活動できないので、そのお見合いがうまくいかなければ、活動につながらないので、収入にはとてもならないです。ちょっと自分のお小遣いにしたいなと思って活動をしている無理なのですね。

だから、本当にお金はいただいているのですけれども、1時間700円なので、とても収入源とはならないので、ボランティアの気持ちを持った方でなくてはできないので、そのあたりがなかなかそういう方がどこにいるかとか、課題です。

会長

まだいろいろと課題はあるということで、継続的にまたご意見を。

他のことで、いかがでしょうか。はい、お願いします。

委員

12ページのNo.70の。

会長

No.70。

委員

図書館関係、読書関係ですが、ちいさい子向けの読書の事業はありますが、中高生向けの事業はありません。中高生にも本を読んでもらいたいと思います。No.70の図書館のところで、府中の素敵な中央図書館には確か中高生用のお部屋があって、他の地区の図書館はそういうのはどうなっているのかなと思ったのですが、中高生用のコーナーというのは他の図書館にもあるのかなというのがひとつ。

それと中高生について、中央図書館だけなのか、知り合い同士は隣に座ってはいけないという規則があると聞いたことがあるのですが、そうするとあまり行きたがらないのではないかなと。マクドナルドへ行っちゃおうなんていうことになってしまうのかななんてちょっと思って、他の図書館もあるのかなと。そうすると、ずっとしゃべっているわけではないけれども、どうなのかななんてちょっと気になったのでお聞きしたいと思い、質問しました。

会長

図書館のほうで、中高生用のコーナーがあるけれども、そのコーナーの意義があると思うのですが、そこで知り合い同士で隣に座ってはいけないというルールがあるので、あるのですか、そして、他の市でもそうなのですか、他の市内で。

委員

市内でいろいろ図書館はたくさんあるけれども、それが全部、あと大人もそうなのかなと。

会長

中央の図書館。他ではルールがあるのでしょうか、それがあつたら行きにくいというか、行きたいと思わないのではないかというご意見です。

委員

もちろんしゃべってはいけないのだけど、それを規則でやるというのは本当なのかなと。

会長

はい、ではお願いします。

子育て支援課長補佐

誠に申し訳ないのですが、今日、図書館担当者のほうがこちらに来ていないので、ちょっと状況は、ちょっと資料としてはつかめておりません。次回お答えしたいと思います。

会長

それとご意見としてあれですか、この子ども、幼児さんとか、小さい学年の人たちにはいろいろとサービスが考えられているけれども、中高生向けの事業というのが少ないのではないかという、そういうご意見もありますか。

委員

他の市内の図書館にはなくて、中央図書館にはそういうところがあつていいなと思っていました。

会長

それが他の、そこだけではなくて、中央だけではなくて、他のところにもそういう中高生向けのコーナーがということで、中高生をもっと図書館に呼べるように、あるといいねということでしょうか。

委員

そういう意見で、というのは、よくマクドナルドで勉強している中高生をよく見かけるので、図書館でできればいいのではないかなと思って。

会長

ではご意見ということでお伝えください。はい、どうぞ。

委員

中高生の居場所に関してなのですけど。

会長

中高生の居場所に関して。

委員

図書館だと目的がないとなかなか行かないと思います。ティーンズスタジオなどの事業もあるのですが、美術館で活動するという目的がないと行けない場所だと思う。例えば、調布市では、中高生の居場所として、過ごせる場所があるので。

会長

大型の児童館ですか。

委員

中高生が対象。

会長

の児童館。

委員

ええ。

副会長

「たづくり」ですか。

委員

「たづくり」は違います。そこではスポーツもできるし、音楽活動もできるし、無料でスタジオを貸してくれる。

会長

要は、各地にはそういう中高生向けの。

委員

たぶん杉並とかにはあると。

会長

杉並は大型の児童館で、中高生向けの児童館がありますよね。

委員

やはり図書館だと、雰囲気をもてあましてしまうような、ちょっと居場所というようなところがないかなみたいな気がするのですね。そういうのができたらいいと思うのですが。

会長

中高生の居場所になるような、何をしてもいいという、使える場が、府中市にはこれと

いってないのではないかと。

委員

スポーツをしたりとか、あと友達と話ができたりとか、図書館に行っても、やはり騒いだりしたらどうしても問題になると思うので、ちょっと大きな、大型、ミナノとか分倍河原にできましたよね、そこでちょっと通路で騒いでいる中高生みたいなのを見たりすると、やはりそういう場所があれば、いいかなとかと思うのですけれども。

会長

中高生があまり規制なく、遊んだり、話したり、活動ができるような。

委員

音楽とかをやりたい子もいると思いますし。

会長

ちょっと子育て支援が年齢の低い層に偏りがちなところもあって、中高生向けのそういう事業があるといいなという、これは要望というか、意見ということでお受けとめいただければと思います。

他はいかがでしょうか。委員さんから、地域のプログラムとか、そういうものに関して何かございますか。

委員

55ページですか、No. 346。

会長

No. 346、はい。

委員

公園・緑地ですが、公園をガードしている柵があるのですが、そこに子どもが乗ったりなんかしたら危ないのですよね。それと同時に遊びますから、破れてしまっている。自治会なんかを通じてお願いをしているわけですが、なかなか直らない面がありますので、それで、その中には砂場がありまして、砂場の上に藤棚がつくってあったのですね。今かなり藤が伸びていますから、本当は枝を落としてもらえばいいのですけれども、1年に1回ぐらいなのです、落としてもらうのは。ですから僕らがたまに行って、切りますけれども、そういうのをやっていただければ、子どもなんかも遊びやすいと思いますし、あと砂場に猫の糞なんかあるらしいのですよね。さわるとお母さん方に言われるのですよね、なんとかしてくださいと。僕に言われても。そういうような状態ですので、かなり利用度はありますからいいのですが、危ないので、注意書きをなにか、立て看板でもいいですけども、やっていただければ、怪我をしないのではないかなと思うところがありますね。

会長

公園が、子供がせっかく遊ぼうと思っても、そういう危険物があつたり、木やなんかはきれいにちゃんとされていないと危なかったりしますね。

委員

木もなかなか予算が出ないということなのですが、木が大きくなりますよね、何年か経ちますと。近所迷惑になりますし、これからはまた虫やなんかが出るのですよね。そういうこともありますので、できれば、予算が取ればの話でしょうけども、そういうところもきれいにさせていただくということをお願いしたいと思います。

会長

ぜひ子どもが安心して、安全で遊べるという、子どもの視点に立った公園、緑地というものを考えていただければというご意見です。

副会長

同じページです。同じページで「ユニバーサルデザインの推進」というのがありますけれども、先ほどから子どもの視点に立ったデザインというような話がよく出ていますけれども、その辺の何か具体的なものがありましたら教えていただければと。

会長

ではNo. 345「ユニバーサルデザインの推進」についてのところで、具体的に、今のお答え、お願いします。

地域福祉推進課長補佐

今の「ユニバーサルデザインの推進」の中での具体的な話ということでございますけれども、府中市では平成8年に福祉のまちづくり条例を制定しまして、その頃からずっと続けてきていることございますけれども、例えば、施設の整備の際には、子育ての支援環境の整備ということでは、建物の事前協議の中で、例えば、だれでもトイレなどがありますけれども、ベビーチェアですとか、ベビーベッドの設置については積極的に指導しております。

また、公共施設ですとか、大型物販店等、乳幼児を連れた方が長時間流動するような施設については、十分なスペースの確保をしてくださということで指導しております。

また、子どもが使用しやすいデザインというようなことでいきますと、例えば、マンションなどのオートロックの外側インターホンですとか、エレベータのボタンを低めの位置に設置をしてもらったりですとか、男性用の小便器については床置きですとか、身長の高い方でも使用できるようにというようなものを推進しているものでございます。

また、分かりやすい案内表示等でいきますと、例えば、絵文字ですとか、ピクトグラム等を使用しました表現等によりまして、子どもでも分かりやすく危険を避けるための予防というようなこともしているところです。

会長

ありがとうございます。いかがですか。

副会長

分かりました。今の時点で分かったのですが、子どもではなくて、今度、目の見えな
い人なんかだと、誘導のぼちぼちがありますよね。あれは歩いている人はどこどこで切れ
てしまうというのは分かるのですか。無くなってしまうのもありますよね。そうすると、
そろそろこの表示は切れますよとかいうのは、あのぼちぼちを歩いていると分かるのです
か。

地域福祉推進課長補佐

視覚障害者誘導用ブロックですけれども、形の違いで連続して案内するものと、注意を
促すものと、J I Sの規格で決まっています。線状になっているものは進行方向とかを誘
導するもの、点状のものというのは警告、注意を促すもの、例えば、交差点が近いですよ
とか、危ないものがありますからというような表示を警告するものになっております。

このところ、府中市では重点整備地区ということで、府中駅や府中本町駅の周辺を設
定しておりますけれども、それ以外の道路ではあまり普及はされていませんので、確かに
その途中のところでは切れてしまうというようなことがあります。

副会長

では、切れるのは分からないのですか、あれは。

地域福祉推進課長補佐

切れるところでは、その警告用の誘導用ブロックが敷設されています。

副会長

警告用になると、もうこの先はないかと、歩いている人に分かるのですか。

地域福祉推進課長補佐

交差点とか、いろいろケースがありますので、あとはその方の感覚ですとか、ガイドヘ
ルパーさんと一緒歩いて覚えるとか、いろいろなものがございますので、ケース・バイ・
ケースでございます。これから推進していくような状況でございます。

会長

ありがとうございます。こういう安心・安全のまちづくりというのはどこでもそうだと
思うのですが、それを特に子どもの目線に立って、立場にたってやっていこうよというの
は、なかなか新しいのではないかというふうに私は思いますので、ぜひ、先ほど出ました
公園・緑地もそうですが、ユニバーサルデザインも重点事業あたりにして、ぜひ頑張っ
ていただきたいというふうに思います。

他にいかがでしょう。よろしいでしょうか。はい。

委員

45ページですが、「学童クラブ」を見てください。「障害児は6年生まで」、学童クラブに入れるのですよね。決まっているのですが、障害のあるお子さんが行っている小学校の学童に行くのではなくて、何か遠い学童を割り当てられたりして、とても付き添いなしでは行けないので、それで泣く泣く行くのをあきらめたというお話を聞いたことがあるのですね。

どこの学校にもそういう指導員を配置するのは大変なのは分かるのですが、どういう学校にその障害児枠の学童クラブがあって、どのくらいの割合なのかなというのを。

会長

今の、障害児の方の学童クラブの利用について、どの学童クラブでも受け入れるということではないらしいと。どういうかたちで障害児の方が入れる学童クラブというのは決められているのか、どのくらいの割合ならOKになっているのかということをお教えくださいということです。

児童青少年課長補佐

学童クラブの障害児につきましては、市内に22学童クラブがございますが、2から4名定員枠を設けております。

会長

それぞれについてですね。

児童青少年課長補佐

はい。あと固定学級といたしまして、その学校に障害児を受け入れている特別支援学級があるところについては、運用により最大6名まで受け入れています。また、学童クラブ事業は、小学校低学年児童で、おおむね10歳未満の児童で保護者等の適切な監護が受けられない児童の健全育成を図る」ことを目的としております。ただし、障害児につきましては、4年生までをその対象としていたしまして、じどうの集団育成するうえで、適正な育成と活動中の安全等を確保するために、障害児枠を設けています。なお、先ほども申しあげましたが、固定学級のある学童クラブにつきましては、最大6名まで受け入れするなど、柔軟な対応をしております。

ただ今のご質問は5年生、6年生の障害児だと思うのですが、5・6年生につきましては、その希望する学童クラブに空きがあれば、そちらに入会していただきますが、希望する学童クラブに空きがない場合には、保護者の方と十分にご相談しながら、送迎には少し負担がかかるとは思いますが、空いている学童クラブの障害児枠に入会していただくというケースもございます。以上です。

会長

よろしいですか。

委員

はい。

副会長

今の関連ですが、言葉がいけないというのではないのですが、学童クラブに行ける障害者の皆さんというのは、前の養護学校のように必ず付き添いがいなければ歩けないとか、動けないとか、言葉が分からないとか、そういう方々ではなくて、どちらかという、学習障害とか、俗にLDと言われている人たちとか、高機能広汎性発達障害とか、アスペルガーとかといわれているような、周りの人が理解をしてあげれば、お付き合いができるような人たちが入っているのではないのでしょうか。

そうすると周りの、例えば、学習障害とか、アスペルガーの子なんかだと、それこそ周りの人が理解をして、うまく付き合えば、普通級でも対応できるような方々がいるなどと思うと、それについて周りの人たちに啓発していくというのですか、こういうのは変な子ではないのだよとか、嫌な奴ではないのだよと啓発をしていくような学校とか、福祉の関係の取組みというのはいかがなのでしょうかという質問です。

児童青少年課長補佐

ただ今の副会長の質問等ですが、実際には、学童クラブに通所している障害児は、普通学級や特別支援学級から通所している、今言われました特別支援学校から通所している障害児もいらっしゃいます。実際に学童クラブの障害児といいますと、多くは知的障害や身体障害のお持ちの障害児でございます。保護者の方は、失礼な言い方になるかもしれませんが、自分のお子さんとその集団の中で健常児と一緒に生活できる、もしくはそれによってお子様が障害をある程度乗り越えるということを期待しながら、学童クラブに入会していただいていますので、学童クラブの育成方針としましては、健常児、障害児、その区別なく、育成しております。以上です。

会長

よろしいでしょうか。

副会長

逆に、小学校とか、学童クラブだけではなくて、小学校にも学習障害、LDとか、アスペルガーの子というのたくさんいると思うのですけれども、そういうお子さんに対して、どういう取組みというのでしょうかね、親御さんが認めないケースもあると思うのですけれども、本当は周りが分かれば随分付き合いやすくなるのでしょうか、その辺の取組みを教えていただければ。

教育部副参事兼指導室長

小学校、中学校における特別支援教育についてのお話になっていると思うのですが、特別支援教育の趣旨にのっとりまして、各学校では、障害への理解を適切に、そのお子さんの特性も踏まえて、それぞれの学級の中で保護者も含めて理解してもらうように、努力を

しているところでございます。

また、障害のあるお子さん方への対応では、通常級の中における指導において、特別な配慮が必要になりますが、担任の先生を中心に、また学年の先生の協力を得ながら指導を行っておりますが、市といたしましては、巡回指導や、巡回相談など、市の教育センターの専門的な知識を持った人材を各学校に派遣をして、先生方の指導面でのサポートと、そのお子さんに対する、指導を行っているところでございます。

委員

直接現場にいる人間として、ちょっと市の立場と違って、簡単にご説明を。今、室長がおっしゃったのは臨床心理士、専門的な経験はある人も巡回相談というかたちで学校に来ていただいています。学校には特別支援コーディネータというのを置いて、統計によって違いますけども、大体4%とか、6%とか、8%とかいわれていますけど、通常級においても特別な配慮が必要なお子さんがいます。これはもう間違いなくいます。その他に固定級としてもっている学校もあります。私のところは固定級として3つありますけれども、通常級は1クラス40人で、固定級は1クラス8名定員ですから、9名になったら2クラスになる。1クラスで教員2人を、2クラスになった教員3人ですね。

ですから、通常級のほうにも特別支援コーディネータを置いて研修、教員の研修、それから私のところみたいに固定級があるところは、教員として研修会をもって、子ども同士との交流もして、お互いに理解が上がって行って、みんな同じなのだとすることを全ての子どもが学んでいるというような取組みをしているということになります。

それから特別支援学校は地域に住んでいても、別の学校に通っていますので、復籍という制度があります。この中にもありましたけども、最初は学校との間接的な交流から、保護者の希望があれば直接学校に来ていただいて、直接交流をするというのが今始まっていて、お互いに理解していくという動きがあります。

副会長

先生、人が足らなくないですか。実際、巡回指導というのは便宜上やっているような、副参事さん申し訳ありません、実際は40人の中にそういう人たちがいたら先生は大変なのは目に見えていますよね。だから巡回なんて1週間に1回ぐらい来ても本当はあまり役に立たない。だからその辺は先生もう予算をつけて、もうちょっと人を出してくれと言ってしまったほうがいいのかではないですか。と思いますよ。

教育部副参事兼指導室長

やはり何回かでも、来ていただくだけでも専門家のアドバイスは大変ありがたいと思いますね。もっとやはりいて、人がね、専門家が学校にいてくれたらもっといいなと確かに。

副会長

ですよ。すいません、酒井さんを責めるわけではありません。

委員

ちょっといいですか。

会長

はい、どうぞ。

委員

今、正直ちょこちょこ読んでいって、言葉尻で本当に申し訳ないのですが、平成26年度の目標が、先程の45ページのNo.277のところの「放課後子ども教室事業」のところなのですが、26年度の目標が、「学童クラブとの連携について検討します」という、これは目標ではないような気がするのですよね。

いくつか、ちょっとぱらぱらと見て、目標は多いのですが、ただ検討するということが目標でいいのかという、ちょっと言葉尻で申し訳ないのですけど。

会長

もう少し具体的にぜひ出してほしいというご意見ですね。

委員

私もそれを言おうと思ったのですが、放課後子ども教室のことで、学童クラブのことは関わったことがあるので、連携していくのは大変なものちょっと見えてはいるのですが、だからたぶん検討しますという言葉になっているのかなというのも察しがつくのですが、やはりこれから、私、学童と、学童はやはり働いている親御さんのところのお子さんが来ている。放課後子ども教室はだれでもいいという全児童対象ですかね、その中で、幼稚園も、保育園も一緒になるような話が今あるじゃないですか。やはり放課後授業も、もう働いているところのお子さんであろうが、働いていないところのお子さんであろうが、一緒に事業の中に入っていいのではないかなというふうに思いますので、たぶん学童にも予算を入れて、放課後子ども教室にも予算を入れてということがありますので、今後、市として本当に合体していくのか、その辺をどの程度、どのように考えていくのかなというのを聞きたいのと、希望としては、一緒になってもいいのではないかなというふうな思いがあるので、ちょっと方向性を伺いたいなと思います。

会長

では、よろしくお願いします。

児童青少年課長

今、委員さんからお話がありましたとおり、学童クラブ、それにつきましては、児童の育成等、こちらが主になってございます。一方、放課後子ども教室でございますけども、こちらの事業については平成19年度から施行的に実施しておりまして、20年度につきましては22校で全部実施しております。

放課後子ども教室のほうにつきましてはですけども、事業がようやく全体的に軌道に乗っ

できたというふうに感じていて、将来的に合体するかというふうなお訊ねでございますけれども、これにつきましては、双方の事業を少しずつ連携させながら、合体というのはなかなか難しいと思いますけれども、相互に連携しながら、児童の健全育成、を図っていきたい。そのように考えております。以上です。

会長

ただ、26年度も目標が検討しますというのでは、ちょっといかにもこれは目標とは言えないのではないかという先ほどご意見がありましたので、ぜひその点はお考えいただきたいというふうに思います。

そろそろ4時半近くになってきたので、4時半までには終了と思いますけれども、他にぜひ言っておきたいということがございましたらお願いしたいのですが、もうこれで、これは後期計画になっていきます。ここで言うておかねばというものがありません。

副会長

では、すいません。

会長

はい、どうぞ。

副会長

ページだと40ページになりますでしょうか、職業とか、就労意識とか、性教育とかが39ページで、学校関係の人権道徳教育とか、いろいろ書いてあるのですが、学校の評価委員というのがいらっしゃいますよね、外部評価委員というのですか。この間、南白糸台小学校に行きましたら、とてもいい評価だったので、私も良かったなと思ったのですが、府中市の学校は随分、当然、外部評価をして、いい評価を受けている学校が多いと思うのですが、その中で、例えば、あまり良くない評価を受けてしまったとか、もっと努力したほうがいいねなんていうようなことというのは、当然、教育委員会では吸い上げていらっしゃるのでしょうか、その学校評価とその学力の関連とか、ではそれをどうしていくのかとか、他にも就労意識だの、性教育だの、その学校評価の中に全部入っているのだと思うのですが、その辺の関連、学校評価と関連しながら、教育委員会としてはご指導をどういうふうになさっているのかななんていうことを伺えれば。

教育部副参事兼指導室長

今副会長からご質問いただきました学校評価といいますのは、府中市では第三者評価ということで実施しています。学識経験者の方や、民間企業の代表の方がチームを組んで、2年に1回、全ての学校を対象に行っております。それぞれの校長先生の学校経営の方針を踏まえ、学校教育がどのように充実しているのか、課題はないかとか、もっと頑張っているところはないかや、評価できるところはないかについて客観的にご評価をいただくという取組みを推進しているところでございます。

この取り組みの最も大切なところは、校長先生方の学校を支援することです。

数値化をして、学校をランク付けするとかということを目的としているのではございません。したがって、評価についても文章で表しまして、こんな点は評価できるとか、さらに良くするためには、こんな観点でもう一步努力したらいかがでしょうかというご意見をいただき、それを次の学校経営の充実に生かしていくということで取り組んでいるものでございます。

この中で、今お訊ねがありました評価をどうやって生かしていくのかということですが、例えば、専門の方々に授業を参観していただきますので、「授業の中で子どもたちが集中して良かったね」とか、「またちょっと集中に課題があったのではないか」という指摘の中で、「もう少しこういったところを工夫したらいいのではないか」というご意見をいただいたりいたします。もちろん日常的に学校の中でも、教員同士も、管理職も含めて、お互いに切磋琢磨はしているのですが、新たな観点でのご指摘もございますので、こうした指摘を校長先生が副校長先生や主幹の先生とかを通して、全て職員にその内容を伝えてもらいまして、日々の授業改善につなげていくという視点で取り組んでもらっています。

従いまして、この評価が、教員の授業改善につながれば、子どもたちに基礎・基本を身につけていくことにつながっていくと理解しているところでございます。

また、あとその他の人権尊重の教育、道徳教育の推進、さらにキャリア教育、職業体験学習など、いろいろございますけれども、学校の教育活動全般に関していろいろとご意見をいただきますので、工夫改善の糸口になっていると思っております。

副会長

すいません、続けて、校長先生が悪いとかということではなくて、たまたま荒れる中学校とかなんていう年代がありますよね。そうすると、たまたまそういうところに第三者評価が当たると、「この学校はこういうところで荒れていて、気を付けたほうがいいね」なんていう指摘もあるのですか。

教育部副参事兼指導室長

荒れる学校というのは、本市の場合には幸いにして今はないと思っておりますけれども、生活指導上の課題といったものがやはりそれぞれあると思います、レベルには違いがありますけれども、こんな点で子どもたちの基本的な生活習慣とか、問題行動を未然に防止するためには、こんな観点も必要なのではないかと打ち合わせのご指摘をいただく場合もあります。

これらの指摘を教員に校長先生を通じて伝えていただいて、実際の指導の工夫・改善につなげていくことができます。こうして、学校評価で生かしていくと思っています。

会長

ありがとうございました。それでは、このあたりで意見集約を終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは議題についての協議は終わりたいと思います。その他にございますか。

子ども家庭部次長兼子育て支援課長

本日は長時間、ご協議いただきましてありがとうございます。また、本来ですと、事務局で後期行動計画案というかたちで示させていただき予定でございましたけれども、その辺のところは整いませんので、現段階での所管課から上がってきました事業一覧を示させていただき、ご説明させていただきました。

今回は、本協議会でご議論いただいたことを踏まえまして、今日提示できなかった後期計画の部分も含めた次世代育成支援行動計画案をご説明させていただきたいと思っております。つきましては、ご提案でございますけれども、後期行動計画案につきましては、行政計画としての体裁をととのえなければなりませんので、そうしたかたちで取りまとめていきたいと考えております。事務局におきまして、後期行動計画案を起草させていただきました。それを正副会長にご承認いただいて、そののち、この協議会にご提示させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

会長

今の提案ですが、よろしいですか。では、そういうことで。

子ども家庭部次長兼子育て支援課長

どうもありがとうございました。

会長

ではよろしいですか。

では今日は長時間にわたってご協議いただきましてありがとうございました。これで終わりたいと思います。

以上